

# ○ 釧路市下水道条例

平成17年10月11日

釧路市条例第287号

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 排水設備の設置等(第3条—第8条)
- 第3章 公共下水道の使用(第9条—第16条)
- 第4章 雑則(第17条—第23条)
- 第5章 罰則(第24条—第27条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 市の設置する公共下水道(都市計画事業として施行する公共下水道事業に係るものに限る。以下同じ。)の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道で市の設置するものをいう。
- (3) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除

く。)をいう。

- (5) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- (6) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (7) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (8) 排水設備設置義務者 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。
- (9) 管渠きよ 排水管又は排水渠きよをいう。
- (10) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (11) 水道及び給水装置 それぞれ水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1か月又は2か月の期間をいう。

## 第2章 排水設備の設置等

### (排水設備の設置期間)

第3条 公共下水道の供用が開始された場合は、当該公共下水道の排水区域内の排水設備設置義務者は、供用開始の日から180日以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めたときは、この限りでない。

### (排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。)に固着させること。

- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。ただし、管理者の定める場合において、管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者の定めるものによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾こう配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(単位人)	排水管の内径(単位ミリメートル)	勾こう配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾こう配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積(単位平方メートル)	排水管の内径(単位ミリメートル)	勾こう配
200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶管、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備、法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設又は前条の排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項

を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

#### (排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 前項の検査済証の様式は、管理者が別に定める。

#### (排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事(管理者の定める軽微な工事を除く。)は、管理者の定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者でなければ行ってはならない。

### 第3章 公共下水道の使用

#### (除害施設の設置等)

第9条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る。第11条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に1,000ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき1,000ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第3号中「1,000ミリグラム未満」とあるのは「1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル以上300立方メートル未満については1,000ミリグラム未満、300立方メートル以上については300ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される下水に係る前2項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 第1項第1号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合

においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号(第3号にあっては、前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(除害施設の設置等)

第11条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に1,000ミリグラム未満

(6) 浮遊物質量 1リットルにつき1,000ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道

からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第5号中「1,000ミリグラム未満」とあるのは「1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル以上300立方メートル未満については1,000ミリグラム未満、300立方メートル以上については300ミリグラム未満」とする。
- 3 第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる項目の基準は、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る汚水について適用する。
- 4 第1項又は第2項に規定する除害施設の新設等をしようとする者(法第12条の3又は法第12条の4の規定による届出をした者を除く。)は、あらかじめ、その計画について管理者の定めるところにより管理者に届け出なければならない。

(排除の停止又は制限)

第12条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(使用の開始等の届出)

第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。



- 2 第11条第4項、法第11条の2、法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第14条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、2か月分ごとに納入通知書により徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、1か月分ごとに徴収することができる。
- 3 使用料の納入期限は、納入通知書発行の日から20日以内とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法等)

第15条 使用料は、使用者が毎月排除した汚水の量に応じ、別表第1により算定した額とする。

- 2 前項の場合において、使用料算定の基準となる月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの基本使用料は、使用日数に応じ日割りにより算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 使用者が処理区域内において排除する汚水(水洗便所から排除される汚水を除く。)の生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量が、汚水1リットルにつき200ミリグラムを超え、かつ、1か月に排除する汚水の量が500立方メートルを超えた場合は、当該生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係るそれぞれの水質につき、それぞれ別表第2により算定した額を第1項の使用料に加算する。

- 4 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合その他水道の使用水量によることが困難な場合は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
  - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
  - (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定する。
- 5 第3項の汚水の排除を開始しようとする者は、使用料の算定上、あらかじめ当該汚水の水質及び量を管理者に届け出なければならない。
- 6 前項の届出に係る汚水の水質若しくは量を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
- 7 管理者は、前2項の届出により汚水の水質を認定する。ただし、管理者は、必要と認めるときは、使用汚水の水質を測定し、その測定結果に基づき当該汚水の水質を認定することができる。

(資料の提出)

第16条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下この条及び次条において「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の申請書の様式は、管理者が別に定める。

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設ける物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占用)

第19条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条及び次条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から、管理者の定める占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

- (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

(原状回復)

第20条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者において認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(改善命令)

第21条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(使用料等の減免)

第22条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は占用料を減免することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第5章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 排水設備等の新設等を行って、第7条第1項の規定による届出を同項に

規定する期間内に行わなかった者

- (3) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (4) 第9条又は第11条第1項若しくは第2項の規定に違反した者
- (5) 第11条第4項又は第13条の規定による届出を怠った者
- (6) 第16条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第20条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第6条第1項又は第17条の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文又は第13条の規定による届出書、第15条第4項第3号の規定による申告書又は第16条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第25条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

第27条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鉏路市下水道条例(昭和35年鉏路市条例第10号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料及び占用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年12月14日条例第80号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

別表第1(第15条関係)

種別	汚水排除量	使用料	
		処理区域	未処理区域
基本使用料 (1か月につき)	8立方メートルまで	円 1,614	円 697
超過使用料 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え20立方メートルまで	223.65	97.65
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	253.05	107.10
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	292.95	122.85
	100立方メートルを超え500立方メートル	330.75	139.65

	ルまで		
	500立方メートルを 超え1,000立方メー トルまで	355.95	153.30
	1,000立方メートル を超える部分	373.80	160.65
<p>公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける浴場については、1立方メートルにつき18.90円とする。</p>			

#### 別表第2(第15条関係)

汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量及び浮遊物質 量	使用料(1立方メートルにつ き)	摘要
200ミリグラムを超え300ミ リグラムまで	円 19.95	この表に掲げる数値は、下水の水質の検査方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定方法により検定した数値とする。
300ミリグラムを超え400ミ リグラムまで	39.90	
400ミリグラムを超え600ミ リグラムまで	79.80	
600ミリグラムを超え1,000 ミリグラムまで	159.60	